被災市区町村応援職員確保システムについて

資料　3

システムに基づく応援職員の派遣の目的
（1）避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
（2）被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
} **短期の派遣**

（1）避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

発災 → **被災市区町村** → 応援職員の必要性の有無等について把握 → **被災都道府県** → 被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難であることを連絡 → **被災地域ブロック幹事都道府県**

総務省

＜震度6弱以上の地震が観測された場合等には、総務省が関係機関との間で情報の収集、共有を実施＞

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難

第１段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

●都道府県又は指定都市を原則として１対１で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

被災市区町村応援職員確保現地調整会議
（被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省）

●被災市区町村に関する情報収集・共有等

報告 →

被災市区町村応援職員確保調整本部
（全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省（事務局））

●情報の収集及び共有
●総合的な調整及び意思決定

第１段階支援だけでは対応困難

第２段階支援

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

●全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

(2)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

「総括支援チーム」とは

① **役割** **被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援**

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

② **構成** **災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム**

・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者
・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

※「災害マネジメント」の内容
- 災害対応のノウハウ
- 推進体制の整備などの管理マネジメント
- 総務省等との連絡・調整

など

総括支援チームの構成イメージ

災害マネジメント総括支援員（ＧＡＤＭ）	（1名）
災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者	（1～2名）
連絡調整要員	（1～2名）

災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ <u>名簿に登録</u>

② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本

自治体の皆様にお願いしたい事項について

（受援側）

■　システムの周知

■　都道府県・市区町村受援計画への本システムの位置付け

■　市区町村の受入れ体制の整備

（応援側）

■　応援職員の派遣準備（災害対応能力向上、リスト化など）

■　災害マネジメント総括支援員等の積極的な推薦

（共通）

■　情報伝達・連携訓練の実施

被災自治体に対する中長期の職員派遣

必要数が増加している一方、派遣職員数は約2,100～2,200人で推移

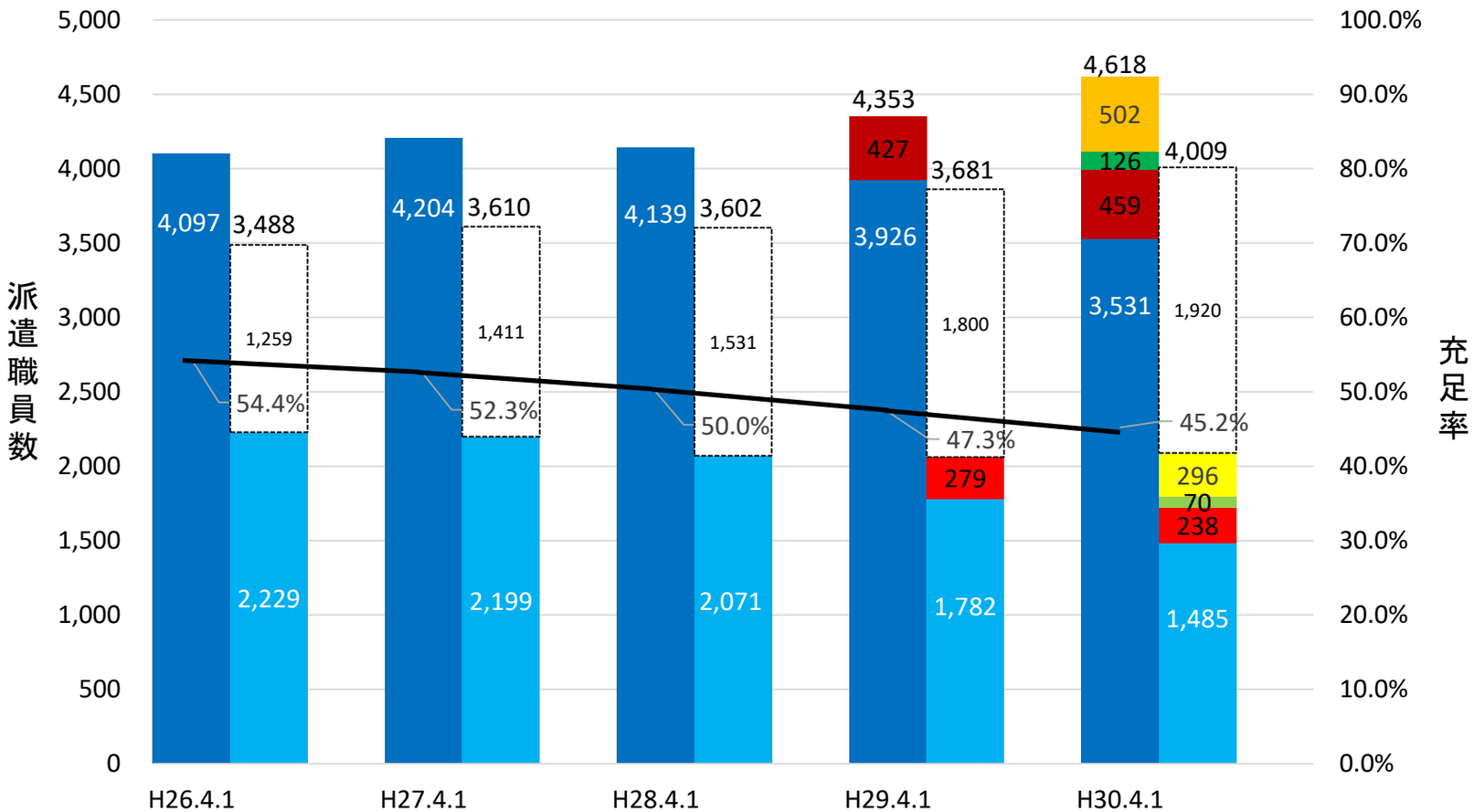

左：必要数
- 東日本大震災
- 熊本地震
- 九州北部豪雨
- 平成30年7月豪雨

右：派遣職員数
- 東日本大震災
- 熊本地震
- 九州北部豪雨
- 平成30年7月豪雨

（□派遣職員以外の確保数）

必要数：
各被災県からの聞き取り調査（県分）及び各被災県とりまとめ資料（市町村分）による
※平成30年7月豪雨については、H31年2月時点の必要数

派遣職員数：
他地方公共団体から派遣された職員数
（「被災地方公共団体への派遣状況調査」（総務省公務員部）による）
※平成30年7月豪雨については、H31年2月時点での同年度中の派遣見込み

派遣職員以外の確保数：
被災地方公共団体において任期付職員の採用等により確保した職員数
（各被災県からの聞き取り調査（県分）及び各被災県とりまとめ資料（市町村分）による）
※平成30年7月豪雨については、H31年2月時点の必要数

充足率：
必要数に対する派遣職員数の割合

※未充足分については、任期付職員の採用等による確保に努め、全体として約9割の職員を確保している状況

総務省の対応

- 全国知事会、全国市長会及び全国町村会と連携するとともに、全国の都道府県及び指定都市に対する個別の働きかけ
- 全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに総務大臣書簡を発出し、格別の協力を依頼
- 派遣職員に係る費用について、東日本大震災については、派遣先団体に対し震災復興特別交税により措置。その他の災害については、派遣先団体に対し特別交付税により措置　など